

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程により、特別手当(賞与相当手当)について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、役員の勤務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額できることとしており、その決定は経営協議会の議を経ることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、国の指定職俸給表に準拠して決定している本給月額を、平成24年4月1日より平均0.5%引き下げるとともに、特例による報酬の減額支給措置として、平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間、本給、調整手当及び特別手当の支給額から9.77%を減ずることとした。
理事	法人の長に同じ
理事(非常勤)	常勤役員の本給月額の改定に連動し、非常勤役員手当の日額を、平成24年4月1日より平均0.5%引き下げるとともに、特例による報酬の減額支給措置として、平成24年5月1日から平成26年3月31日までの間、支給額から9.77%を減ずることとした。
監事	該当者なし
監事(非常勤)	理事(非常勤)に同じ

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	15,029	9,963	3,869	0 (通勤手当) 1,195 (調整手当)			※
A理事	12,836	8,478	3,292	49 (通勤手当) 1,017 (調整手当)	4月1日		
B理事	12,865	8,478	3,292	78 (通勤手当) 1,017 (調整手当)	4月1日		
C理事	12,865	8,478	3,292	78 (通勤手当) 1,017 (調整手当)	4月1日		
D理事 (非常勤)	0	0	0	0 (通勤手当) 0 (調整手当)	4月1日	6月30日	※
E理事 (非常勤)	3,039	3,039	0	0 (通勤手当) 0 (調整手当)	7月1日		
A監事 (非常勤)	2,047	2,047	0	0 ()			※
B監事 (非常勤)	436	436	0	0 ()			

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注:「調整手当」とは、賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円 7,020 (46,238)	年 月 6 0 (38 0)	H24.3.31	—	業績に応じて100分の10の範囲内で増額、又は減額することができるものとしているが、適用せずに標準の額に決定した。	
理事B	千円 7,020	年 月 6 0	H24.3.31	—	業績に応じて100分の10の範囲内で増額、又は減額することができるものとしているが、適用せずに標準の額に決定した。	※
理事C	千円 5,850 (46,238)	年 月 5 0 (38 0)	H24.3.31	—	業績に応じて100分の10の範囲内で増額、又は減額することができるものとしているが、適用せずに標準の額に決定した。	
監事	千円	年 月			該当者なし	

注:理事A、Cについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者であることを示す。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画により定めた機構事業の年度展開及び予算計画を踏まえ、組織の合理化・効率化を進め、人件費管理の計画的な運用を図り、その削減・抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

一般職の職員の給与に関する法律による国家公務員給与を参考として、給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定に関する規程により実施する勤務評定(勤務評価)の結果並びに勤務成績に基づき、予算(人件費)の範囲内で、昇給、昇格の実施及び勤勉手当の支給割合(成績率)に反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
本給月額 (昇給)	昇給に係る勤務評定の結果等を受け、一定期間を良好な成績で勤務した場合、上位の号給に昇給させることができる。
本給月額 (昇格・降格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、1級上位の級に昇格させることができ、また、勤務成績が不良な場合は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与: 勤勉手当 (査定分)	勤務評定等の結果を受け、基準日(6/1、12/1)前6ヶ月間における勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、平成24年4月1日より本給表の平均0.23%引き下げを行うとともに、次のとおり国に準拠した給与減額措置を講ずることとした。

(職員について)

○ 実施期間

平成24年6月1日～26年3月31日

○ 本給関係の措置の内容

- ・一般職 7級以上:△9.77%、6～3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・技術職 6級:△9.77%、5～3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・教育職 5級以上:△9.77%、4,3級:△7.77%、2級:△4.77%
- ・医療職(一) 3級以上:△9.77%、2級:△7.77%、1級:△4.77%
- ・医療職(二) 3級:△7.77%、2級以下:△4.77%
- ・指定職 すべての号給:△9.77%

○ 諸手当関係の措置の内容

- ・管理職手当及び技術手当:一律△10%
- ・期末手当及び勤勉手当:一律△9.77%
- ・調整手当等の本給月額に連動する手当の月額は、減額後の本給月額等の月額により算出

(役員について)

○ 実施期間

平成24年5月1日～26年3月31日

○ 本給関係の措置の内容

常勤役員本給、非常勤役員手当:△9.77%

○ 諸手当関係の措置の内容

- ・調整手当:△9.77%
- ・特別手当:△9.77%

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区 分	人 員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	600	47.1	7,101	5,335	124	1,766
事務・技術	141	42.3	5,589	4,242	113	1,347
教育職種 (大学教員)	324	49.0	8,019	6,003	136	2,016
技術職員	134	47.5	6,483	4,878	104	1,605
その他医療職種 (看護師)	1					
再任用職員	20	63.6	4,226	3,592	139	634
教育職種 (大学教員)	9	64.5	4,854	4,118	109	736
技術職員	11	62.9	3,712	3,161	164	551

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、俸給表についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)は該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

注:常勤職員の医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:再任用職員の事務・技術、医療職種(病院医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:在外職員、任期付職員及び非常勤職員については該当者がいないため、表を省略した。

[年俸制適用者]

区 分	人 員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
任期付職員	53	40.7	5,264	3,838	71	1,426
博士研究員	11	32.0	4,050	4,050	90	0
その他	42	43.0	5,581	3,781	65	1,800
非常勤職員	37	40.7	4,818	3,761	102	1,057
事務・技術	13	45.2	4,030	3,136	94	894
教育職種 (大学教員)	19	36.8	5,526	4,319	109	1,207
技術職員	5	43.7	4,177	3,266	97	911

注:博士研究員とは、従来非常勤研究員として雇用していた職種について、処遇改善を目的に制度を変更し、任期付の年俸制職員とした職種である。

注:任期付職員の事務・技術、教育職種(大学教員)、医療職種(医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

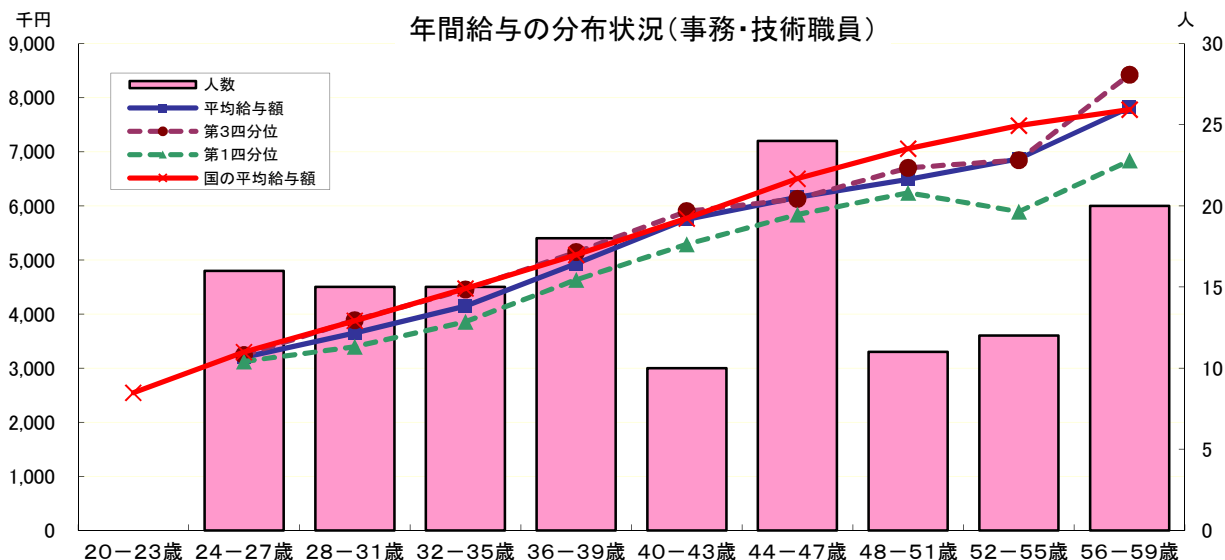
注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、俸給表についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:非常勤職員の医療職種(医師)及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:常勤職員、在外職員及び再任用職員については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

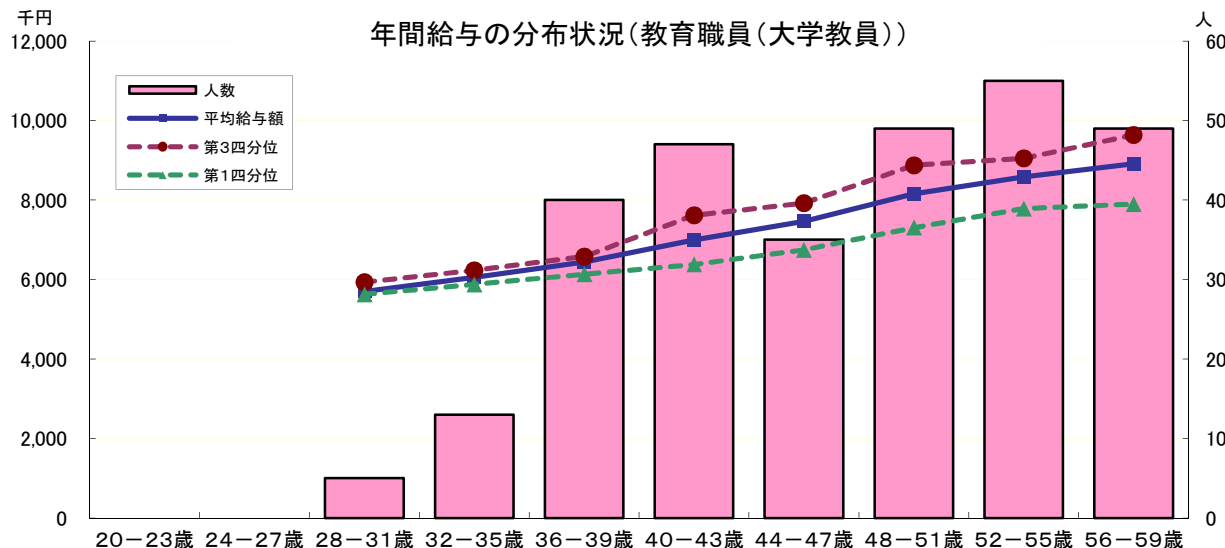
注:年俸制適用者を含む。以下、④及び⑤において同じ。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
局長	1		-	-	-	-	-
部長	3	57.8	-	-	9,031	-	-
課長	9	54.5	8,131	8,228	8,228	8,426	8,426
室長	5	56.9	7,826	7,886	7,886	8,138	8,138
課長補佐	17	53.4	6,609	6,705	6,705	6,780	6,780
係長	49	45.1	5,490	5,821	5,821	6,048	6,048
主任	17	37.4	4,248	4,501	4,501	4,594	4,594
係員	39	29.7	3,165	3,585	3,585	3,887	3,887
衛生管理者	1		-	-	-	-	-

注:部長の該当者は3人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の第1、第3分位については表示していない。

注:局長及び衛生管理者の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
教授	100	55.5	8,871	9,612	10,199
准教授	100	48.1	7,428	7,791	8,224
講師	22	56.1	7,115	7,320	7,527
助教	102	41.9	6,127	6,401	6,678

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長、次長 参事役	課長、室長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	141 ()	0 ()	0 ()	1 (0.7 %)	3 (2.1 %)	8 (5.7 %)	6 (4.3 %)	27 (19.1 %)	46 (32.6 %)	29 (20.6 %)	21 (14.9 %)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	59～55	59～46	59～40	59～46	55～36	52～28	33～24
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	～	～	6,848～ 6,529	6,294～ 5,981	6,329～ 5,281	5,298～ 4,456	4,893～ 3,364	3,683～ 2,674	2,759～ 2,266
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	9,343～ 8,794	8,453～ 8,131	8,427～ 7,045	7,014～ 5,983	6,411～ 4,487	4,759～ 3,501	3,537～ 2,949

注：8級の職員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		所長 施設長	教授	准教授	講師	研究機関講師 助教	
人員 (割合)	324 ()	4 (1.2 %)	96 (29.6 %)	100 (30.9 %)	22 (6.8 %)	102 (31.5 %)	0 ()
年齢(最高 ～最低)		63～57	62～40	62～32	62～48	62～30	～
所定内給与 年額(最高～ 最低)		9,379～ 8,382	9,263～ 5,885	6,787～ 4,654	5,917～ 5,079	5,655～ 4,019	～
年間給与額 (最高～最低)		12,684～ 11,482	12,423～ 8,025	9,137～ 6,171	7,781～ 6,817	7,480～ 5,344	～

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	57.2%	60.6%	59.0%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.8%	39.4%	41.0%
	最高～最低	48.6～34.5%	45.0～35.0%	46.6～34.8%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.0%	67.7%	66.4%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.0%	32.3%	33.6%
	最高～最低	37.7～31.2%	35.0～29.5%	34.8～30.3%

(教育職員(大学教員))

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	60.8%	63.5%	62.2%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	39.2%	36.5%	37.8%
	最高～最低	48.4～33.2%	44.8～29.6%	45.0～32.3%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.6%	67.1%	65.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.4%	32.9%	34.1%
	最高～最低	40.5～31.1%	37.8～29.7%	38.2～30.8%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))
 対他の国立大学法人等

95.8
105.4

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

95.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準（「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準）に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員	95.8	
		参考	地域勘案 97.1
			学歴勘案 96.3
			地域・学歴勘案 97.3
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 89.4% (国からの財政支出額 53,256百万円、支出予算の総額 59,557百万円：平成24年度予算) 【検証結果】 本機構は、支出予算総額約595億円、国からの財政支出割合も89.4%となっているが、上記のとおり対国家公務員指数は95.8であり、また、累積欠損もないことから、適切な給与水準を維持していると判断できる。		
講ずる措置	今後も適正な給与水準の維持に努めていく考えである。		

○ 教育職員(大学教員)

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 96.4

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔 なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一)との給与水準(年額)の比較指標である。 〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当 年 度 (平成24年度)	前 年 度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時 (平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,802,474	千円 5,226,814	千円 (%) △ 424,340 (△ 8.1)	千円 (%) △ 436,433 (△ 8.3)
退職手当支給額 (B)	千円 528,840	千円 667,468	千円 (%) △ 138,628 (△20.8)	千円 (%) △ 101,986 (△16.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 1,221,931	千円 1,147,773	千円 (%) 74,158 (6.5)	千円 (%) 144,563 (13.4)
福利厚生費 (D)	千円 791,412	千円 815,093	千円 (%) △ 23,681 (△ 2.9)	千円 (%) 26,501 (3.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,344,657	千円 7,857,148	千円 (%) △ 512,491 (△ 6.5)	千円 (%) △ 367,355 (△ 4.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

＜給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について＞

- ・「給与、報酬等支給総額」：人件費抑制の継続、給与減額支給措置の実施により、前年度比△8.1%の減。
給与減額支給措置による当年度中の削減額は△349,069千円であった。
- ・「退職手当支給額」：定年退職者数の減少と併せ、国に準拠した支給水準の引き下げを実施したことも影響し、前年度比△20.8%の減。
支給水準の引き下げによる当年度中の削減額は△25,583千円であった。
- ・「非常勤役職員等給与」：外部資金等による有期雇用職員や再雇用職員の増加により、前年度比6.5%の増。
このうち給与減額支給措置の対象である非常勤役員に係る当年度中の削減額は△576千円であった。
- ・「福利厚生費」：法定福利費の減少により、前年度比△2.9%の減。
- ・「最広義人件費」：以上の要因により、前年度比△6.5%の減となった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、役職員の退職手当について、国に準拠した支給水準の引き下げとして、平成25年2月1日より以下の措置を講ずることとした。

(役員について)

①役員在職期間のみの役員

「役員退職時の本給月額に乘じる割合」を、改定前の100分の12.5から次のとおり段階的に引き下げる。

- ・平成25年2月1日～9月30日：100分の11.8
- ・平成25年10月1日～26年6月30日：100分の11.1
- ・平成26年7月1日以降：100分の10.5

②①以外の役員(職員から引き続き役員となった場合)

「退職手当の基本額に乘じる調整率」を、改定前の100分の104から次のとおり段階的に引き下げる。

- ・平成25年2月1日～9月30日：100分の98
- ・平成25年10月1日～26年6月30日：100分の92
- ・平成26年7月1日以降：100分の87

(職員について)

「退職手当の基本額に乘じる調整率」を、改定前の100分の104から次のとおり段階的に引き下げる。

- ・平成25年2月1日～9月30日：100分の98
- ・平成25年10月1日～26年6月30日：100分の92
- ・平成26年7月1日以降：100分の87